

「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を 促進する条例」に関する作業部会の設置について

福祉部障がい福祉室

「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例」

（１）目的（第１条）

- 手話が言語のひとつであることの理解と手話の普及の促進
- 障がい者が情報を取得しやすく、視覚や聴覚など個々の障がいにあつ合つたコミュニケーションの手段を容易に利用できる環境整備の推進

（２）市の責務（第４条）

- 手話への理解の促進及び普及を図るとともに、障害者の情報の取得及びコミュニケーションの円滑化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する

(3) 施策の推進方針（第8条）

- ① 手話への理解の促進及び普及に関する事項
- ② 障害者が情報を取得しやすく、コミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境の整備に関する事項
- ③ コミュニケーション支援者の育成及び確保に関する事項
- ④ そのほか必要な事項

(4) コミュニケーション手段の提供、啓発等（第10条～第13条）

学ぶ機会の提供、情報発信、公共施設等における啓発、学校等における理解促進等

推進本部・庁内作業部会(※1)、及び社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会にて作業部会(※2)を立ち上げ、令和6年12月までに施策推進方針を策定し、以後進捗管理を行っていく。

(※1)「吹田市障がい者福祉事業推進本部設置要領」第7条に基づき新たに設置。

(※2)「吹田市社会福祉審議会規則」第11条に基づき新たに設置。

手話言語等促進条例作業部会

構成員：一覧のとおり。原則として課長級以上

	部局	部会員		部局	部会員
1	総務部	人事室（研修担当）	14	学校教育部	学校教育室
2	税務部	市民税課	15	地域教育部	中央図書館
3	市民部	市民課			
4	児童部	保育幼稚園室			
5		すこやか親子室			
6		こども発達支援センター			
7	福祉部	総合福祉会館			
8		高齢福祉室			
9		障がい福祉室			
10	健康医療部	健康まちづくり室			
11	消防本部	指令情報室			
12	議会事務局	議会事務局			
13	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局			

手話言語等促進条例 施策推進方針策定スケジュール(案)

会議等	月	令和6年						令和7年			
		5～8月			9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	【審議会】 社会福祉審議会 障がい者施策推進 専門分科会				○第1回					○第2回	策定報告
2	手話言語作業部会 (聴覚・視覚障がい者、学識経験者 など)	○第1回	(7月上旬)	○第2回	(8月下旬)			○第3回			
3	【庁内会議】 障がい者福祉事業 推進本部会				○第1回	骨子案の報告			○第2回	策定	
4	幹事会 (次長級)				○第1回	(9月上旬)			○第2回		
5	手話言語作業部会 (課長級)	●第1回	(5月16日)	●第2回	(6月下旬)	●第3回	(8月中旬)	●第4回	●第1回 趣旨説明 作業依頼（現在の取組み、課題等） ●第2回 市が考える課題、今後の方向性 ●第3回 意見を踏まえて骨子案作成 ●第4回 原案作成		
6	パブコメ				← 開始		→ 締切				

施策推進方針策定前の主な取組

- 吹田市動画配信チャンネル(YouTube)に手話言語等促進条例の啓発動画を公開。
- 条例施行を告知するカラー刷りチラシの配付
(吹田聴言障害者協会_90部、
大学連携推進協議会_80部、
小学校難聴学級_200部、
中学校難聴学級_550部、その他)
- 『手話言語等普及担当会議』の立上げ
庁内での手話の普及を図るため、福祉部及び窓口職場の職員を対象に、初歩的な手話の研修を実施する。会議は、普段から手話サークルで活動する等、手話に精通する職員で組織し、対面研修の講師を担う他、研修動画の作成・配信等を行う。

意思疎通支援に関連する主な法律等

■平成18年(2006年) 『障害者の権利に関する条約』

国連総会で採択（日本は平成26年（2014年）批准）。「手話は言語である」と定義され、手話が言語として国際的に認知される。

■平成23年(2011年) 障害者基本法改正

意思疎通手段に係る選択機会の確保、社会的障壁の除去（合理的配慮）が明記される。

■平成24年(2012年) 障害者総合支援法施行

意思疎通支援は、地域生活支援事業の一つに位置付けられ、手話通訳者や要約筆記者を派遣する等、コミュニケーションの円滑化について規定。手話講習会（入門・会話コース）も地域生活支援事業として通年で実施。

■平成28年(2016年) 障害者差別解消法施行

障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止、社会的障壁の除去（合理的配慮）を怠ることによる権利侵害の防止など。

■令和元年（2019年） 読書バリアフリー法施行

障がいの有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律。

■令和4年（2022年） 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法施行

障がい者の情報取得・利用・意思疎通支援に係る施策の基本理念について規定。

障がいの種類・程度に応じた手段の選択、障がい者が障がい者でない者と同一の情報を同一の時点で取得、情報取得に資する機器の開発・普及促進（デジタル社会）など。

(参考1) 聴覚障がい者及び視覚障がい者等について

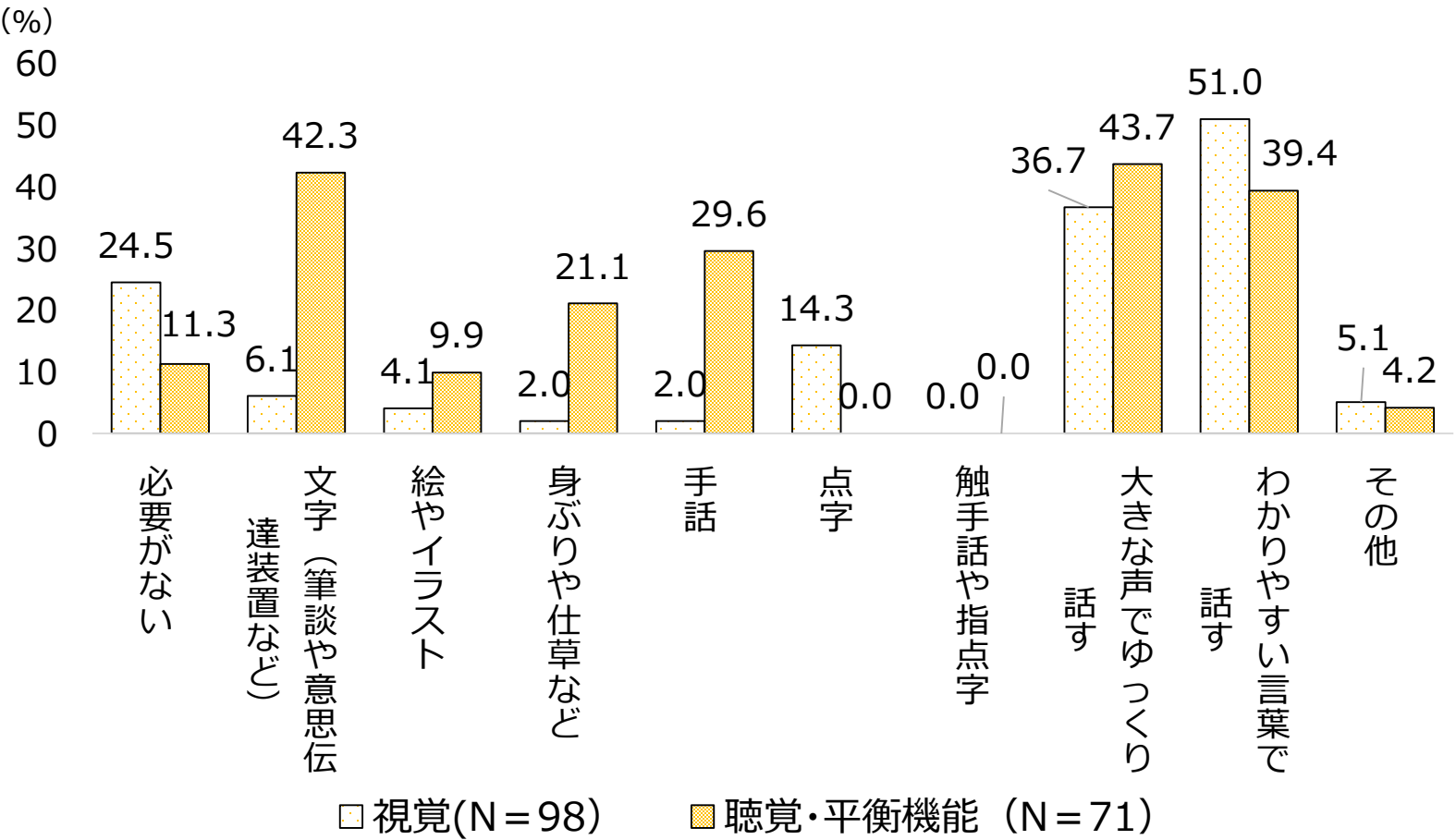
年度	身体障がい 総数	視覚 障がい	聴覚・平衡 機能障がい	肢体 不自由	音声・言語・ そしゃく機 能障がい	内部 障がい
平成30年度(2018年度)	14,191人	882人	985人	8,063人	161人	4,100人
令和元年度(2019年度)	14,479人	915人	1,010人	8,145人	165人	4,244人
令和2年度(2020年度)	12,360人	760人	871人	6,855人	145人	3,729人
令和3年度(2021年度)	12,292人	760人	865人	6,763人	145人	3,759人
令和4年度(2022年度)	12,184人	753人	874人	6,691人	130人	3,736人

※各障がい者手帳所持者数は各年度末現在

※令和2年度(2020年度)から身体障がい者手帳及び療育手帳について、職権消除を行いました。

(参考2) 計画の策定に向けたアンケートより
コミュニケーションを取るときに必要な支援（複数回答）

視覚障がい者は「わかりやすい言葉で話す」が、聴覚障がい者は「大きな声でゆっくり話す」が最も多い。



【障がい者手帳（個別障がい）】

年齢	視覚障がい		聴覚障がい	
18～39歳	38人	5.1%	74人	8.9%
40～64歳	169人	22.8%	144人	17.3%
65～75歳	151人	20.4%	112人	13.5%
75歳以上	384人	51.8%	501人	60.3%
合計	742人	100%	831人	100%

【アンケート回答者 ※サービス利用者を中心に抽出】

年齢	視覚障がい		聴覚障がい	
18～39歳	14人	14.3%	20人	28.2%
40～64歳	38人	38.8%	26人	36.6%
65～75歳	15人	15.3%	5人	7.0%
75歳以上	31人	31.6%	20人	28.2%
合計	98人	100%	71人	100%